

武庫川女子大学とUR都市機構が連携
～コミュニティ活動支援に係る包括連携協定を締結～

武庫川女子大学とUR都市機構は、相互に連携・協力することにより、武庫川団地と浜甲子園団地における教育文化、子育て・高齢者支援、健康づくり等の様々な分野に関する住民主体のコミュニティ活動の更なる充実を図り、地域の活性化に資することを目的として、包括連携協定を締結します。

については、下記のとおり、連携協定締結式を開催しますので、ご案内申し上げます。

記

- 日 時 平成26年7月8日（火）午後4時 開始
- 会 場 武庫川女子大学 附属図書館2階 グローバルスタジオ（別添参照）
（住所：兵庫県西宮市池開町6-46）
※駐車場については正門守衛にお尋ねください。
- 出席者 武庫川女子大学学長 糸魚川 直祐
独立行政法人都市再生機構理事・西日本支社長 大西 誠

お問い合わせは下記へお願いします。

- 武庫川女子大学
総務部社会連携推進課
（電話）0798-56-9072
- UR都市機構西日本支社
兵庫エリア経営部企画チーム
（電話）078-242-6634
総務部総務チーム
（電話）06-6969-9008

本件については、近畿建設記者クラブと西宮市政記者クラブにおいて、同時記者発表を行います。

1. 背景・経緯

武庫川女子大学は、地域連携活動の一環として、武庫川団地と浜甲子園団地において、住民と学生が交流するプログラムを継続的に実施してきました。

UR都市機構は、住民と学生との交流を支援することにより、住民主体のコミュニティ活動の更なる充実を図り、地域の活性化に繋げていくため、武庫川女子大学と包括連携協定を締結することとしました。

2. 連携協定の内容

(1) 本協定は、武庫川女子大学とUR都市機構（以下「両者」という。）が連携・協力することにより、武庫川団地と浜甲子園団地における教育文化、子育て・高齢者支援、健康づくり等の様々な分野に関する住民主体のコミュニティ活動の更なる充実を図り、地域の活性化に資することを目的とします。

(2) 両者は、この目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力します。

- ① 諸活動への参加に関する事
- ② 情報、企画、施設等の活用に関する事
- ③ 調査研究の推進に関する事
- ④ その他目的を達成するために必要な事項

3. 武庫川女子大学の団地における取組み

大学の全学部（文学部、健康・スポーツ科学部、生活環境学部、音楽学部、薬学部）でUR賃貸団地において地域連携活動を実施しています。

4. 今後の取組み

・これまで大学の各学部が個別に実施していた地域連携活動について、今後は大学全体として総合的・横断的に取り組んでいきます。

・武庫川団地の商業施設「メルカードむこがわ」の空き施設を武庫川女子大学に提供し、コミュニティ活動拠点「RIZO（りそ）※」として学生が運営を行っていきます。

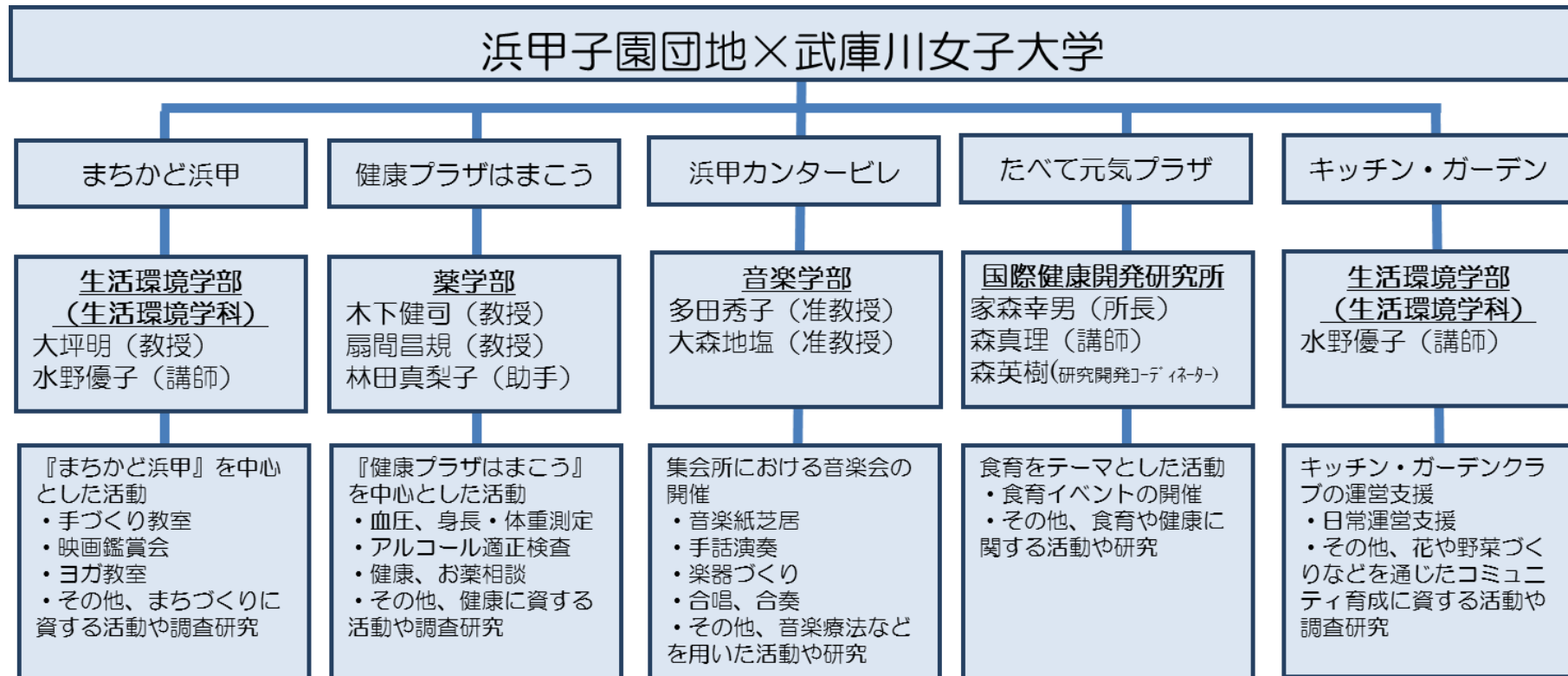
※「RIZO」とは、ポルトガル語で“さざなみ”という意味で、この空間をきっかけに人のつながりの波を起こしたいといった思いが込められています。

・団地の集会所等を利用した地域の活性化に資する活動の更なる展開等を実施していきま

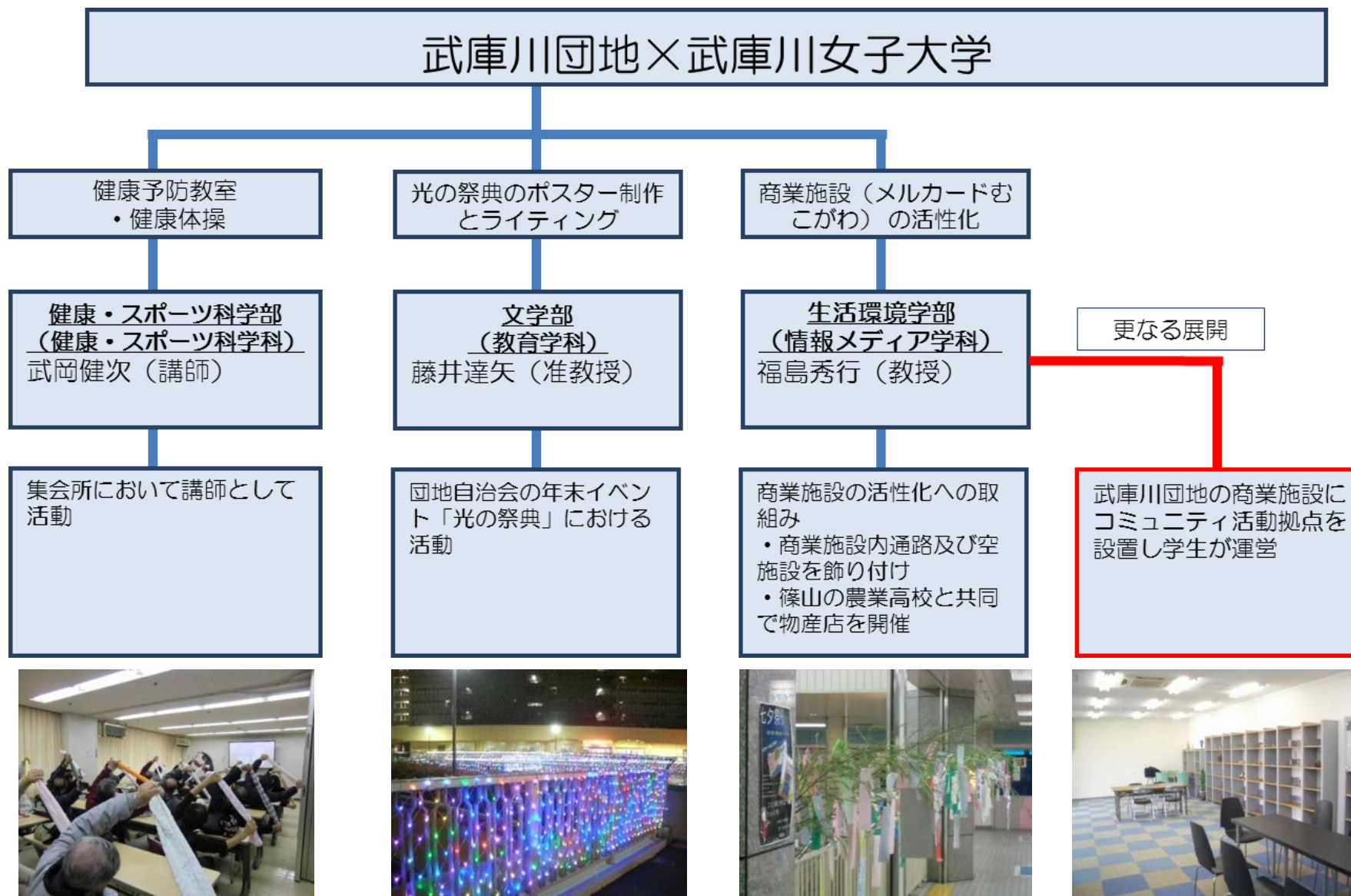
す。

以 上

《浜甲子園団地の取組事例》



《武庫川団地の取組事例》



【位置図】



地図使用承認©昭文社第53G125号

【武庫川女子大学の概要】（平成26年5月1日現在）

- 所在地 兵庫県西宮市池開町6-4-6
- 学院長 大河原 量
- 学 長 糸魚川 直祐
- 組 織 文学部、健康・スポーツ科学部、生活環境学部、音楽学部、薬学部、短期大学部
- 学生数 大学 8,491人 大学院 253人 短期大学部 1,716人

【UR都市機構西日本支社の概要】（平成26年3月末現在）

- 所在地 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85
- 支社長 大西 誠
- 管理戸数 西日本支社UR賃貸住宅 444団地 210,038戸

〈浜甲子園団地の概要〉

- 所在地 兵庫県西宮市枝川町13番他
- 管理開始 昭和37年度
- 戸数 3,156戸

〈武庫川団地の概要〉

- 所在地 兵庫県西宮市高須町一丁目1番、二丁目1番
- 管理開始 昭和54年度
- 戸数 5,643戸（その他分譲住宅1,593戸、計7,236戸）

武庫川団地及び浜甲子園団地における連携・協力に関する包括協定書（案）

（目的）

第 1 条 本協定は、武庫川女子大学及び武庫川女子大学短期大学部と独立行政法人都市再生機構（以下「両者」という。）が連携・協力することにより、武庫川団地及び浜甲子園団地における教育文化、子育て・高齢者支援、健康づくり等の様々な分野に関する住民主体のコミュニティ活動の更なる充実を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

（連携・協力）

第 2 条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- 一 諸活動への参加に関すること
- 二 情報、企画、施設等の活用に関すること
- 三 調査研究の推進に関すること
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（窓口）

第 3 条 両者は、それぞれに窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（協議会）

第 4 条 両者は、第 2 条の連携・協力を円滑かつ効率的に進めるために、協議会を設置し、具体的な活動内容等について協議する。

2 両者協議の上、必要があると認めるときは、前項の協議会に関係者を出席させることができるものとする。

（経費）

第 5 条 本協定に基づく活動に要する経費は、両者の協議により決定する。

（協定期間）

第 6 条 本協定書の有効期間は、協定締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、両者のいずれからも終了の申入れがないときは、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（定めのない事項等）

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、両者協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、両者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 7 月 8 日

武庫川女子大学
武庫川女子大学短期大学部
学 長 糸 魚 川 直 祐

独立行政法人都市再生機構
理事・西日本支社長 大 西 誠

【協定締結式会場のご案内】

